

平成27年定例第4回市議会会議録(第4日)

平成27年12月22日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥 菌	由美子	10番	瀬 口	健
2番	吉 原	政 宏	11番	川 口	正 宏
3番	徳 永	重 遠	12番	壇	康 夫
4番	末 吉	達二郎	13番	中 尾	眞智子
5番	古 賀	義 教	14番	中 島	一 博
6番	前 原	武 美	15番	坂 口	孝 文
7番	野 田	力	16番	宮 本	五 市
8番	上津原	博	17番	牛 嶋	利 三
9番	荒 卷	隆 伸			

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	馬場洋輝	次長補佐兼係長	松藤典子
次長	四牟田正雄	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	総務課長	西山俊英
副市長	高野道生	企画財政課長	坂田良二
教育長	長岡廣通	企画財政課 財政係長	大坪康春
監査委員	平井常雄	福祉事務所長	梅津俊朗
総務部長	塚野仙哉	子ども子育て課長	築地原良太
保健福祉部長	松藤泰大	環境衛生課長	富重巧斉
市民部長 兼市民課長	坂梨一広	農林水産課長	大津光若
環境経済部長	横尾健一	商工観光課長	松尾博
建設都市部長	石橋慎二	上下水道課長	松尾正春
教育部長	大津一義	学校教育課長	田中裕樹
消防長	北嶋俊治		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 認定第2号 平成26年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 認定第3号 平成26年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 認定第4号 平成26年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 認定第5号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 認定第6号 平成26年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 認定第7号 平成26年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (7) 認定第8号 平成26年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (8) 認定第9号 平成26年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (9) 議案第50号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第51号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第52号 みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の制定について
- (12) 議案第53号 みやま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第54号 みやま市水路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第55号 平成27年度みやま市一般会計補正予算（第3号）
- (15) 議案第56号 平成27年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (16) 議案第57号 平成27年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (17) 議案第58号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (18) 議案第59号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- (19) 議案第60号 平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- (20) 請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の要請について

(21) 発議第4号 TPP（環太平洋連携協定）に関する意見書

(22) 閉会中の継続調査の申出について

(追加日程)

(1) 発議第5号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1～第8 認定第2号～認定第9号

○議長（牛嶋利三君）

日程第1．認定第2号 平成26年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第8．認定第9号 平成26年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件を一括議題といたします。

なお、本8件につきましては、決算審査特別委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。荒巻決算審査特別委員会委員長、お願いいたします。

○決算審査特別委員長（荒巻隆伸君）（登壇）

皆さんおはようございます。決算審査特別委員会委員長報告を申し上げます。

決算審査特別委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

本決算審査特別委員会に付託をされました案件は、認定第2号 平成26年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 平成26年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件であります。

審査の方法については、15名で構成する全体の委員会と各常任委員会で構成する分科会を設置し、予算審査段階で明らかにされたところと実質執行結果はどうであったか、期待された行政効果が達成されたかなど、当該年度限りではなく将来の展望に立った総合的な審査を心がけ、慎重な審査を行いました。

本特別委員会の開催は、12月4日、10日、11日、18日、21日の5日間、分科会は12月14日、15日、16日の3日間にわたって開催、分科会では、それぞれの所管に属する歳入歳出決算の

審査を行い、全体会議等では、全会計の歳入歳出決算の審査及び意見の取りまとめ等を行いました。

一般会計としては、平成26年度歳入決算額18,180,559,092円、歳出決算額17,192,373,200円で、歳入歳出差引額は988,185,892円、実質収支は751,590,892円の黒字となっております。

一般会計と特別会計を合わせた歳入合計額は30,346,311,009円、歳出合計額は29,111,369,304円、歳入歳出差引額は1,234,941,705円、実質収支は998,346,705円の黒字となっております。

なお、審査の中で各委員から指摘があったものについて、特に重要であると思われるものについて申し上げます。

まず、全体的事項として、1、決算の状況及び決算審査特別委員会の指摘事項を踏まえ、適正な予算編成に努めること。

次に、一般会計について申し上げます。

1、税の徴収については努力が認められるが、今後も不公平が生じないように取り組みの強化を図ること。

2、住宅使用料については、条例等に基づき滞納の解消に努めること。

3、市税条例の改正等、重要な案件の周知については、広報やホームページにおいて、市民が理解しやすいように創意工夫を行うこと。

4、市の各種イベントについては、広報やホームページ以外にもマスコミ等への情報提供を行い、十分な市民への周知を図ること。

5、保育士の処遇改善を図り、保育士不足の解消に努めること。

6、営農組合等の法人化を積極的に進めること。

7、農漁業の振興を図るため、国・県の補助事業を大いに活用し、生産及び意欲の向上を図ること。

8、商工業活性化対策及び企業誘致の推進を積極的に行うこと。

9、大規模事業等において繰り越しが生じているものがあるので、適切な執行管理に努めること。

10、安全性と利便性の向上を図るため、生活道路及び水路の早急な整備を行うなど、必要に応じ執行残額の有効な活用に努めること。

11、高田濃施山公園については、防犯上の安全性を高めるなど公園の利用度を高め、入園者の増加を図ること。

12、市の防災拠点施設である消防新庁舎については、機能を十分活用し、効率的な管理運営に努めること。

13、各事業において、設計単価の適正な把握を行うこと。

14、女性倶楽部の活動内容を十分精査し、適正な予算執行に努めること。

15、清水山荘については、関係部署との調整を図りながら、施設管理を十分検討すること。次に、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

1、税の徴収については努力が認められるが、さらなる徴収率の向上に努め、安定した事業運営に努めること。

続いて、介護保険事業特別会計について申し上げます。

1、介護におけるの将来を見据え、適正な運営に努めること。

以上、本決算審査特別委員会での審査経過及び全体指摘事項1項目、一般会計指摘事項15項目、特別会計指摘事項2項目について申し上げましたが、委員会としては、認定第2号 平成26年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 平成26年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件は、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、認定第2号について討論を行います。認定第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第2号 平成26年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第3号について討論を行います。認定第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第3号 平成26年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第4号について討論を行います。認定第4号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定です。

認定第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第4号 平成26年度みやま市後期高齢者医療特別会

計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第5号について討論を行います。認定第5号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第5号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第6号について討論を行います。認定第6号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第6号 平成26年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第7号について討論を行います。認定第7号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第7号 平成26年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第8号について討論を行います。認定第8号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第8号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第8号 平成26年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第9号について討論を行います。認定第9号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第9号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第9号 平成26年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

日程第9 議案第50号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9 議案第50号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。上津原総務常任委員会委員長、お願いします。

○総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

改めまして、おはようございます。それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第50号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月16日、坂梨市民部長、本荘税務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、地方税法の改正に伴い、みやま市税条例の一部を改正するものです。

改正の内容としましては、納税者が納付すべき税金について、期限内の一括納付が困難な場合、納税の猶予及び換価の猶予が認められておりますが、今回の法改正でこれらの見直しが行われています。その取り扱いや手続等は条例で規定するため、納税者の負担軽減を図る観点から改正を行うものです。

また、マイナンバー制度の施行に伴い、新たに法人に関する規定が整備されたことから、あわせて改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第50号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第50号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

異議なしと認めます。よつて、議案第50号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第10 議案第51号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第51号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。野田産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

○産業建設常任委員長（野田 力君）（登壇）

改めておはようございます。産業建設常任委員会の委員長として報告させていただきます。

早速ですが、議案第51号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月15日に、横尾環境経済部長、富重環境衛生課長及び関係係長等の出席を求め、委員全員の出席のもとに委員会を開催いたしました。

本議案は、みやま市一般廃棄物資源循環基本計画に基づき、焼却ごみの再資源化促進を図るため、再資源化するごみと焼却処分するごみの指定収集袋の価格を見直すことから、条例を改正するものでございます。これまで同額であった可燃ごみ袋とプラスチック袋の価格を見直すことで、焼却ごみの減量化とプラスチックリサイクル率の向上を促進するものでございます。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第51号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第51号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第11 議案第52号

○議長（牛嶋利三君）

それでは、続きまして日程第11. 議案第52号 みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。野田産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

○産業建設常任委員長（野田 力君）（登壇）

それでは、議案第52号につきまして報告させていただきます。

みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の制定についてでございますが、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月15日に、横尾環境経済部長、松尾商工観光課長及び関係係長に出席を求めまして、委員全員の出席のもとに委員会を開催いたしました。

本議案は、宿泊施設を市内に設置する事業者に対して必要な奨励措置を定めることにより、本市の指定区域内における宿泊施設の誘致を促進し、市政の発展、地域の振興、雇用機会の拡大を図ることを目的として条例を制定するものでございます。

概要としましては、一定の基準を満たしたホテル・旅館事業者への奨励措置として、5年間の固定資産税の課税の免除措置、それから5年間の上下水道の使用料の減免措置、それから宿泊施設建設に要する経費の一部の補助などを規定するものでございます。

当委員会では、区域の指定に関する質疑等がありましたが、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第52号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第52号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第52号 みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第12 議案第53号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第53号 みやま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。野田産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

○産業建設常任委員長（野田 力君）（登壇）

それでは、早速報告させていただきます。

議案第53号 みやま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月15日に、石橋建設都市部長、内野建設課長及び関係係長に出席を求めまして、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例が平成27年4月1日より施行されたことに伴い、県と市の均衡を図る必要があることから、本市の道路占用料について見直しを行うものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第53号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第53号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第53号 みやま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第13 議案第54号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第54号 みやま市水路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。野田産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

○産業建設常任委員長（野田 力君）（登壇）

それでは、ただいまから報告いたします。

議案第54号 みやま市水路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月15日に、石橋建設都市部長、内野建設課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもとに委員会を開催いたしました。

本議案は、福岡県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例が平成27年4月1日より施行されたことに伴い、県と市の均衡を図る必要があることから、本市の水路占用料について見直しを行うものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第54号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、これより議案第54号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第54号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第54号 みやま市水路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第14 議案第55号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第55号 平成27年度みやま市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第55号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第55号 平成27年度みやま市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決をされました。

日程第15 議案第56号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第56号 平成27年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第56号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第56号 平成27年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

日程第16 議案第57号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第57号 平成27年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第57号の討論につきましては、ただいまのところ通告が

あっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第57号 平成27年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

日程第17 議案第58号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第58号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第58号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第58号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

日程第18 議案第59号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議案第59号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第59号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

この採決は起立によって行なってまいります。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第59号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

日程第19 議案第60号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 議案第60号 平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行ってまいります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第60号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よつて、議案第60号 平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

日程第20 請願第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長、お願いいたします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員会における委員長報告をいたします。

請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の要請について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月14日に、大津教育部長、田中学校教育課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨としては、政府の予算において、子供たちの教育環境の改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること及び教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務

教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを実現するために、国の関係機関に対し意見書の提出を求めるものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。請願第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

請願第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の要請につきましては委員長報告のとおり採択をされました。

日程第21 発議第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 発議第4号 TPP（環太平洋連携協定）に関する意見書についてを議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。馬場議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（馬場洋輝君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、提出議員の説明を求めてまいります。7番野田力君、お願いいたします。

○7番（野田 力君）（登壇）

それでは、早速、提案理由説明を申し上げます。

発議第4号 T P P（環太平洋連携協定）に関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、T P P（環太平洋連携協定）に関して、本市の基幹産業でございます農業への必要な対応を求めるため、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対しまして、意見書を提出するものでございます。

なお、内容については、ただいま事務局長が朗読により説明されたとおりでございます。

皆様の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。発議第4号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、発議第4号 TPP（環太平洋連携協定）に関する意見書は原案のとおり可決をされました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時22分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りをいたします。発議第5号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第5号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 発議第5号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1. 発議第5号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。馬場議会事務局長、お願いいたします。

○議会事務局長（馬場洋輝君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、提出議員の説明を求めてまいります。15番坂口孝文君、お願いいたします。

○15番（坂口孝文君）（登壇）

発議第5号の提案理由の説明をいたします。

発議第5号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第1号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読により説明したとおりでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

早速これより討論を行います。発議第5号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第5号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書は原案のとおり可決をされました。

日程第22 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から目下委員会におきまして調査中の事件について、会議規則第111条の規定によりまして、お手元にお配りいたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りをいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会報編集特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしておきたいと思っております。

お諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条によりまして、議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決定をいたしました。

これをもちまして本日の日程は全部終了をいたしました。

会議を閉じます。

平成27年第4回みやま市議会定例会を閉会いたします。

午前10時36分 閉会

上記会議の次第は、馬場洋輝の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利三

みやま市議会議員 古賀 義教

みやま市議会議員 前原 武美